

# 滋賀のアーカイブズ

滋賀県県政史料室だより 創刊号

平成28年11月1日発行

編集・発行  
滋賀県県政史料室



ロシア皇太子ニコライ(右) ギリシャ王子ジョージ(左)  
【行政資料 564】

## 目次

- ・創刊にあたって／県政史料室の紹介 …P.2
- ・県所蔵の歴史的文書／その他の歴史資料 …P.3～4
- ・【史料室の瓦版】有識者懇話会の開催／歴史的文書の選別収集 …P.5
- ・【湖国こぼれ話】開化の槌音 —明治のインフラ整備— …P.6～7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス …P.8

## 創刊にあたって

県民情報室長 八田博之

この度、県政史料室では、一般向けの情報紙『滋賀のアーカイブズ』を刊行することにいたしました。

これまで史料室では、利用者の皆様に手にとっていただくための刊行物がなく、史料室や歴史的文書に関する資料がほしいという御要望を数多く頂戴しておりました。今回の刊行は、そのような皆様の声にお応えしたものです。

『滋賀のアーカイブズ』では、御要望の多かった史料室や歴史的文書の紹介に加え、企画展示や講演会の案内、その時々ニュース、県政史に関わるコラムなどの掲載を予定しています。普段は歴史的文書に馴染みのない方でも、気軽に御利用いただけるような工夫も考えていきたいと思えます。

幸いなことに、滋賀県では戦災や自然災害の影響が少なく、多くの歴史的文書が良質な状態で保存されています。その中には、司法権の独立をめぐる争われた大津事件、近代日本の土木工事の先駆けとなった琵琶湖疎水など、教科書にも掲載される著名な出来事に関する文書も多数含まれています。しかし残念ながらまだまだ知名度が低く、このような滋賀の「遺産」は、十分に活用されていないのが実情です。本紙の刊行をきっかけに、より多くの皆様が、当県の歴史的文書を御利用いただけるようになれば、望外の喜びです。

## 県政史料室の紹介

県政史料室は、平成二十年六月、当県が所蔵する歴史的文書(歴史公文書等)を閲覧できる場として、県庁の県民情報室内に開設されました。

当室では、明治期から昭和三十年代までの行政文書九二六冊、行政資料六一四点を、どなたでも自由に閲覧することができます。県内の自治体史や事典などで調べ物も可能です。

ただし歴史的文書の閲覧には、個人情報の審査が必要なため、閲覧を申請してから、数日〜一週間程度のお時間を頂戴しています。閲覧申請書の提出は、メール・FAXでも受け付けておりますので、積極的に御活用ください。

また当室では、年に六回程度、歴史的文書を用いた企画展示を開催しています。これまで「世界に挑んだ近江の茶―明治輸出奮闘記―」や「湖東を結ぶ鉄路―地域を支えた近江鉄道―」など、滋賀県ならではのテーマを中心に企画してきました。展示物が一六二〇点ほどの小規模の内容ですが、意外な歴史的事実がわかることも少なくなく、多くの皆様に御好評いただいています。



閲覧室



展示の様子

毎年秋には、歴史的文書にちなんだ講演会も開催しています。昨年度は「明治を生き抜いた近江商人」と題して、滋賀大学教授の宇佐美英機氏に御講演いただきました。江戸時代に栄華を極めた近江商人が、明治維新後は酷評されていく歴史的背景を史料に即してお話しくださいました。

当室には、学生や研究者など歴史を専門に研究されている方とともに、一般の市民の方も大勢お越しになります。地元の神社の由緒や先祖の来歴、山林・土地の権利関係など、滋賀県に関わるさまざまな事柄を調べにいられています。お困りの際には、ぜひスタッフにお気軽に御相談ください(連絡先は8頁参照)。

## 県所蔵の歴史的文書

「歴史的文書」とは、滋賀県が所蔵する歴史資料として重要な公文書等のことを指します。全ての文書が県政史料室で閲覧できます。

### (1) 行政文書

九三三六冊

県庁文書庫で保管されてきた行政文書。明治から昭和戦前期の九〇六八冊は、平成二十五年に滋賀県指定有形文化財となりました。

- ・ 明治期 四一八七冊
- ・ 大正期 一五九八冊
- ・ 昭和戦前期 三二九七冊
- ・ 昭和戦後期 (進駐軍関係) 一五四冊

### (2) 行政資料

六一四点

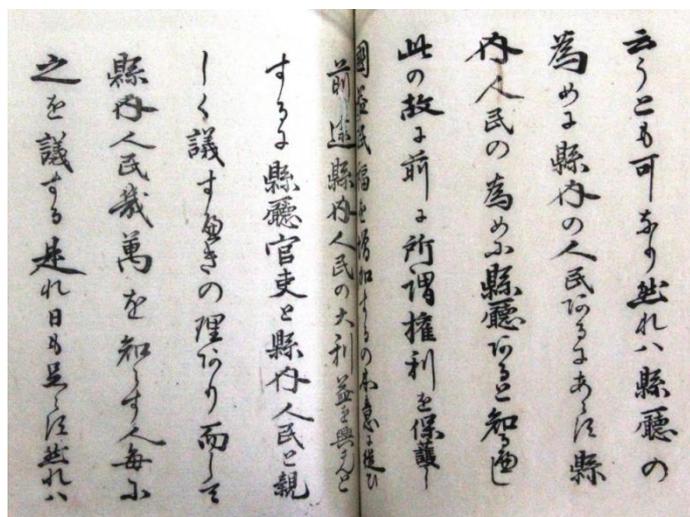
- ・ 県庁文書庫で保管されてきた行政刊行物や図書類。県史編纂の際に収集された古文書類も含まれます。
- ・ 県日誌 二四點
- ・ 県会歴史 三五點
- ・ 旧滋賀県史 (府県史料) 二六三點
- ・ 近江国村史 (皇国地誌) 四六點
- ・ 旧県藩史 六點
- ・ ニコライ・ジョージの写真 一點
- ・ 大津県印 一點
- ・ 県史関係図書・資料 等



①大津県印

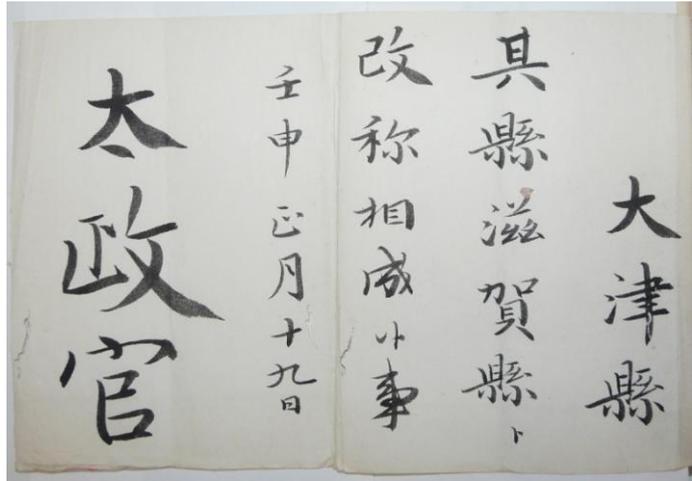
慶応四年(一八六八)閏四月二十五日に設置された大津県の印。同県の初代知県事には、広島藩士辻維岳(将曹)が命じられました。県庁舎は、当初はそのまま旧代官屋敷が使われましたが、その後は移転を繰り返し、明治二年(一八六九)一月に園城寺境内の円満院に置かれました。同四年七月十四日以降、近江国に領地をもつ彦根藩、膳所藩などの諸藩も廃され、新たに彦根県・膳所県などが置かれます。さらに同年十一月二十二日、近江国南部六郡は大津県、北部六郡は長浜県へ合併されました。

【行政資料 565】



②議事大意条例

大津南町顕証寺で開かれた全国最初の地方民会「議事所」の議事会則。大津県令松田道之の「県庁の為に県内の人民あるにあらず、県内人民の為に県庁あると知るへし」という「公論」重視の考えが示されています。大里正・中里正(数か村の代表)と富裕層が「県内の公益」「人民の福利」を議論する場として設けられました。ただし国政に関することや、開化を妨げる議題は堅く禁じられ、議決の執行には県庁の許可が必要などの制限が存在していました。【明い 36 (23)】



③県名改称の達

大津県を滋賀県と改称するという太政官からの達。改名のきっかけは、明治四年（一八七二）十二月、大蔵省に出された県令松田道之の要望書でした。松田によれば、旧幕府代官所が置かれた大津の名称をこのまま用いることは、「愚民」が旧習を捨てて、開化に進む障害になるといいます。県庁舎が置かれた円満院が滋賀郡別所村にあることなどから、その郡名をとって滋賀県と改めるべきだと訴えたのです。この上申は「至当」と認められ、翌五年一月十九日、滋賀県と改められることになりました。

【明う 152（13）】



④近江国村誌（皇国地誌）

明治八年（一八七五）六月五日、太政官が官撰地誌（皇国地誌）編纂のために作成を命じた近江国（滋賀県）の地誌。県庶務課に編輯掛が置かれ、山県順らが編纂にあたりました。翌九年一月二十四日に布達された村誌編輯例則に準じて各村で作成され、同十三年より順次県に提出されました。滋賀・野洲・甲賀の三郡が残されています。

【行政資料 339～384】

## その他の歴史資料

県が所蔵する歴史的な文書以外の主な歴史資料。閲覧希望の方は、各部署にお問合せください。

### （1）行政資料

・その他の県刊行物等

【問合せ先】県民情報室（077-528-3123）

・滋賀県統計書

・各郡統計書

【問合せ先】統計資料室（077-528-3123）

### （2）議会関係文書

・県会日誌

・県会決議録

・参事会決議録

・諮問会報告

・県会速記議録

【問合せ先】県議会事務局（077-528-4081）

### （3）県立図書館移管文書

・籠手田安定文書（写真複製版）

・滋賀県史採集文書（写真複製版）

・各種絵図

・膳所藩郡方日記

・古文書・古典籍 等

【問合せ先】県立図書館（077-548-9691）

## 史料室の瓦版

### ▽有識者懇話会を開催

当県では、平成二十七年より新しい公文書管理制度の調査検討を始めています。県が保有する貴重な公文書を県内外に発信し、将来にわたり適切な保存と利活用を保障するためです。そのためには、現用文書から歴史的な文書への移管を進め、文書のライフサイクルに沿った仕組みを整える必要があります。昨年七月には、有識者による懇話会を設置し、計五回の会議を開催したところ、有識者からは、次のような御意見をいただきました。

- ・新たな施設を造るよりも、既存の県政史料室を最大限に生かす方向で考えるのがよい。

- ・文書管理担当と公文書館機能が同組織にあるメリットを生かしつつ、新しい文書管理の取組ができればよい。

- ・展示の工夫など、利用者にとって身近で、利用しやすい公文書館であることが必要である。

この有識者懇話会での議論を踏まえ、当県の新たな公文書管理の在り方の基本方向を示すため、「未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して（方針案）」を策定しました。

今後は、この方針案をもとに、各実施機関等との調整を進め、新たな公文書管理ルールの実施に向け、県全体で実現できるよう、足並みをそろえた取組を実施していきます。



会議の様子

### ▽歴史的な文書の選別収集

県政史料室では、年に一度、保存期限が満了した廃棄対象文書の中から、歴史的価値を有する公文書を選別・収集しています。今年度は、五〜八月に実施し、全一九三九箱のうち、二二箱（二二三簿冊）の保存が決まりました（選別率は一・〇八％）。

今年収集された文書の中には、県の最高庁議である「県政経営会議」（平成二十二年度）や、後に日本遺産登録につながった「水の宝 委員会」（平成二十二年年度）、歴史教科書問題として注目を集めた「県立中学校教科書採択」（平成十七年度）などが含まれています。これらの文書は、将来的に歴史的な文書として

て一般の閲覧に供する予定です。

選別の順序としては、まず県民情報室の行政職員と県政史料室の嘱託員が複数のグループを作り、文書リスト（エクセルファイル）上で確認を行います（一次審査）。その後、選別された文書を史料室の嘱託員が現物確認し、選別会議を開催して、さらに絞り込みます（二次審査）。この選別会議では、文書を保存・廃棄する理由について、県が定めた収集基準をもとに話し合います。その選別理由は、次年度以降の選別の際に、参照するための記録として残しています。当県では、行政経験のある行政職員と、歴史的な文書に詳しい嘱託員が作業に加わることで、より多面的な視点からの選別に努めています。



県庁文書庫

【湖国こぼれ話①】

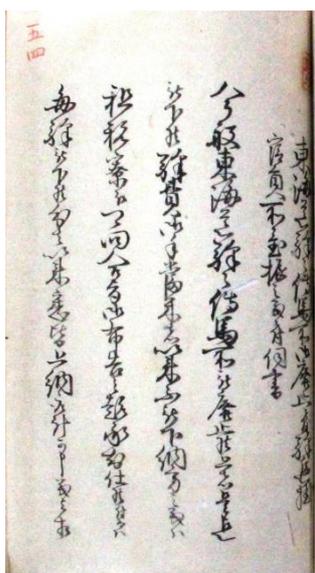
開化の槌音 — 明治のインフラ整備 —

明治維新にもなう西洋文明の流入は、人々の暮らしを大きく変貌させました。その新しい生活を支えたのが、今回御紹介する郵便制度や電信、ガスなどの近代的インフラです。これら近代文明の象徴ともいえるインフラは、地域社会に様々な摩擦をもたらしながらも、次第に県民の中に浸透していきま

す。今回は、県内でその先駆けとなった大津を事例に、明治期のインフラ整備が人々の生活にどのような影響を与えたのか、その軌跡を振り返りたいと思います。

通信網の整備

まずは郵便制度について御紹介しましょう。明治四(一八七二)年一月、新政府は東京・大阪間、東海道筋各駅付近五里(約一九・六キロメートル)以



①「東海道駅伝馬所廃止の伺書」【明う171(54)】

内の各町村および勢州(伊勢国)・美濃路に新たに官管郵便を開くとの告示をなします。この告示に基づき、同年三月には、東海道の伝馬所である大津・草津・石部・水口・土山の各駅に、郵便取扱所が設置されました。しかし同年十月、郵便事業は民間陸運会社に委嘱され、伝馬所は、その歴史に幕を閉じます【写真①】。取扱所はその後、同六年四月に郵便役所、次いで八年一月には郵便局へと改称を重ねます。大津には三ヶ所の郵便箱が置かれ、一日四回の郵便物集配が行われました。さらに同年七月からは、手形・小切手などの送金を行う為替業務が、十年七月からは、貯金業務も開始されました。また二十六年からは、小包の取扱いも開始されるなど、近代的郵便制度は整備されていきます。

次は電信についてです。明治六年八月二十二日、第一米商社(江戸時代の米相場所が改称)の渡辺伊助、藤岡平右衛門、中島市兵衛、中山弥助たちが県令松田道之宛に「西京・大坂、その他の伝信局」と自由に通信できるように、自費で電信局を建設したいと願ひ出ています。彼らにとつては、既に「百里の速きも一瞬間に着信を通」ずることができる地域と渡り合うには、「西京・大坂の咽喉」に位置する大津に電信を整備することが急務だったので。この嘆願を聞いた松田県令は、工部省へ取り次ぐことを約束しました【写真②】。

そして明治八年一月には、大津の湊町に電信分局が開設されました。これは県内において、明治五年九月の彦根に次ぐものでした。そして同十四年に下



②「大津にて伝信局開設の御願書」【明と 96(27)】

栄町、翌十五年九月に大津駅(現浜大津駅)構内へと移転し、十九年二月、電信局と改称しました。さらに二十三年七月には、大津郵便局と合併して大津郵便電信局となり、二十六年九月、大津郵便局と再度改称しています。なお三十三年五月には、局内に電話課が設置されました。

その六年後の明治三十九年十二月には、実際に電話が開通しています。ただ、当日開通したのは官公庁で二二台、商工業者で一二三台にすぎず、一般の庶民にとつては手の届かない貴重品でした。その一方、当時の『近江新報』には、電話の布設によって祭礼の曳山巡行が妨げられることを危惧する市民の意見が載せられており、インフラ整備に賛同する人たちがばかりではなかったことが見て取れます。

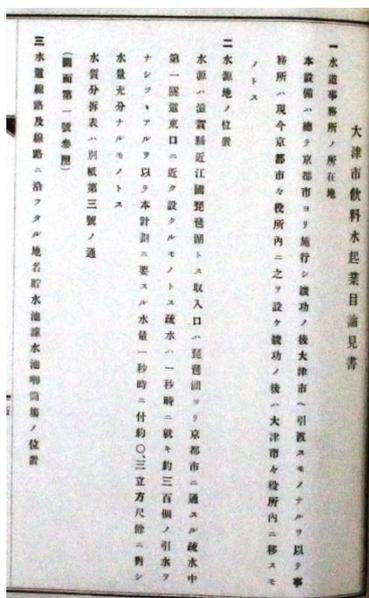
ライフラインの整備

明治三十年一月一日、琵琶湖疎水の水力発電を利用した電灯事業が大津で開始されました。これに先立ち、すでに明治十九年頃、近江米商会所の役員の間では、大津市内へ「電気燈」を設けようとする計画があったようです。また同じ頃、上京町の天津電灯会社が電灯事業への参画を練っていました。その後同社は、明治二十二年四月に近江電灯会社として再発足するものの、資金難に陥り中途にて挫折します。明治二十七年には、先の会社とは同名異体の天津電灯会社の設立が計画されますが、既設会社に電灯事業を委ねる方が良いとの意見が有力者の中で強まり、京都電灯株式会社に天津支社の設置を求めることになりました。県も同社が電柱の設置を求めた際には無料でそれを認め、東海道や西近江路には電柱が整備されていきました。そうした結果が首尾よく実りを見せたのが、明治三十年の一月だったのです。

大津でのガスの供給は、明治四十三年十二月に開始されます。県が定めた瓦斯営業取締規則にのっとり、大津市内の一部地域で、大津瓦斯株式会社が供給を行いました。ガスの原料は主に石炭が用いられ、供給されたガスは、熱源よりも光源として利用されたようです。市内の六七六戸で使用されたガス器具のうち、熱用五二七個、灯火用一九五九個と、灯火用の総数が三倍もの差をつけていました。その後、第一次世界大戦の影響により、一時供給を停止したこともありましたが、昭和十一(一九三六)年には

都市ガスとして市営に移管されます。

上水道の供給は、ガスの翌年である明治四十四年三月に実現しました。そのきっかけとなったのは、明治十八年より始まった琵琶湖疎水工事でした。同工事では、大津蓮河が掘削されたために、大津西部地区の一部で井戸水が枯渇するようになりました。そこで明治三十六年二月、被害住民たちは「飲料水・使用水被害者組合」を結成します。これに応じた大津市は、湖水の恩恵を受ける京都市と交渉し、被害の代償として、西部地区上水道を整備させるという契約を締結したのです。この結果、工事は全て京都市が担い、竣工の後に大津市へ引き渡されることになりました。水源の取入口は琵琶湖から京都市に通ずる疎水の第一隧道東口近くに設けられ、給水区域約三七〇〇人の住民に恩恵をもたらしました【写真③】。このような経過を経て、大津で最初の近代的上水道が完成することになります。



③ 「大津市飲料水企業目録見書」【明な271(6)】

近代的な生活とインフラ事業

こうした通信網やライフラインの整備は、新しい文明に接する人々に、生活の近代化と風俗の変化をもたらしました。そしてそれらの変化は、現在まで続く近代的な生活文化の基礎となっています。現在のインフラ整備に比べ不十分な面もありますが、その歴史は、今の私たちが暮らす社会に通ずる近代的な生活の萌芽でもありました。

(杉原悠三)

【参考文献】

・『新修 大津市史』第五卷(一九八二年)

【表紙の写真】

大津事件で負傷したロシア皇太子ニコライと、その現場に居合わせたギリシャ王子ジョージの写真。昭和三十年代に来県したジョージ妃マリーから宮内庁を通じて贈られたものです。当室では、当時の同庁式部官から谷口久次郎知事宛ての送り状とともに保管しています。【行政資料564】

\*左記史料は全て「滋賀県歴史的文書(滋賀県蔵)」

1 「秘書掛書類編冊」【明お58合本1(177)】

2 「地理掛書類」【明な323(3)】

3 「雑(大津市ガス一件)」【明な272(3)】

## 催し物案内

### 【講演会】

未来に引き継ぐ公文書

―時代を越えた共有資源―

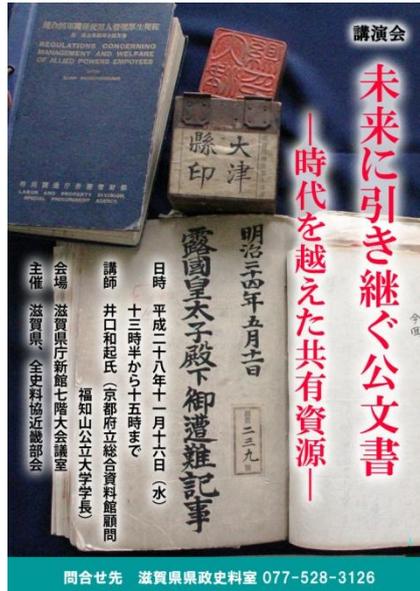
日時 11月16日(水) 午後1時半～3時

講師 井口和起氏(京都府立総合資料館顧問)

福知山公立大学長)

会場 滋賀県庁新館7階 大会議室

主催 滋賀県、全史料協近畿部会



### 【企画展示】

「湖に生きる人々と暮らし―明治期の漁業―」

期間 11月7日(月)～1月26日(木)

「鉄道の表参道―比叡山坂本ケーブル―」

期間 1月30日(月)～3月23日(木)

## 利用案内

### 【利用時間】

午前9時～午後5時

### 【休室日】

土日祝日、年末年始

### 【閲覧方法】

◇来室して申請

①室内の文書目録(パソコン or 紙)で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して受付に提出。

③個人情報の審査が終わるまで、数日～1週間程度待つ(電話・メール等で連絡)。

④文書を閲覧する。

◇自宅から申請

①当室ホームページ内「歴史的文書」目録で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して、メール・FAXで提出する。

③④来室した場合と同じ。

### 【その他の利用】

・文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(複写物の交付は、職員に御相談ください)。  
・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・文書の掲載・借用の際には、別途該当する申請書が必要となります。

## アクセス

- ①JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ②京阪電気鉄道島ノ関駅から南南西へ徒歩5分。



周辺地図

滋賀のアーカイブズ 創刊号  
平成28年(2016年)11月1日

### 編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階 県民情報室内

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp